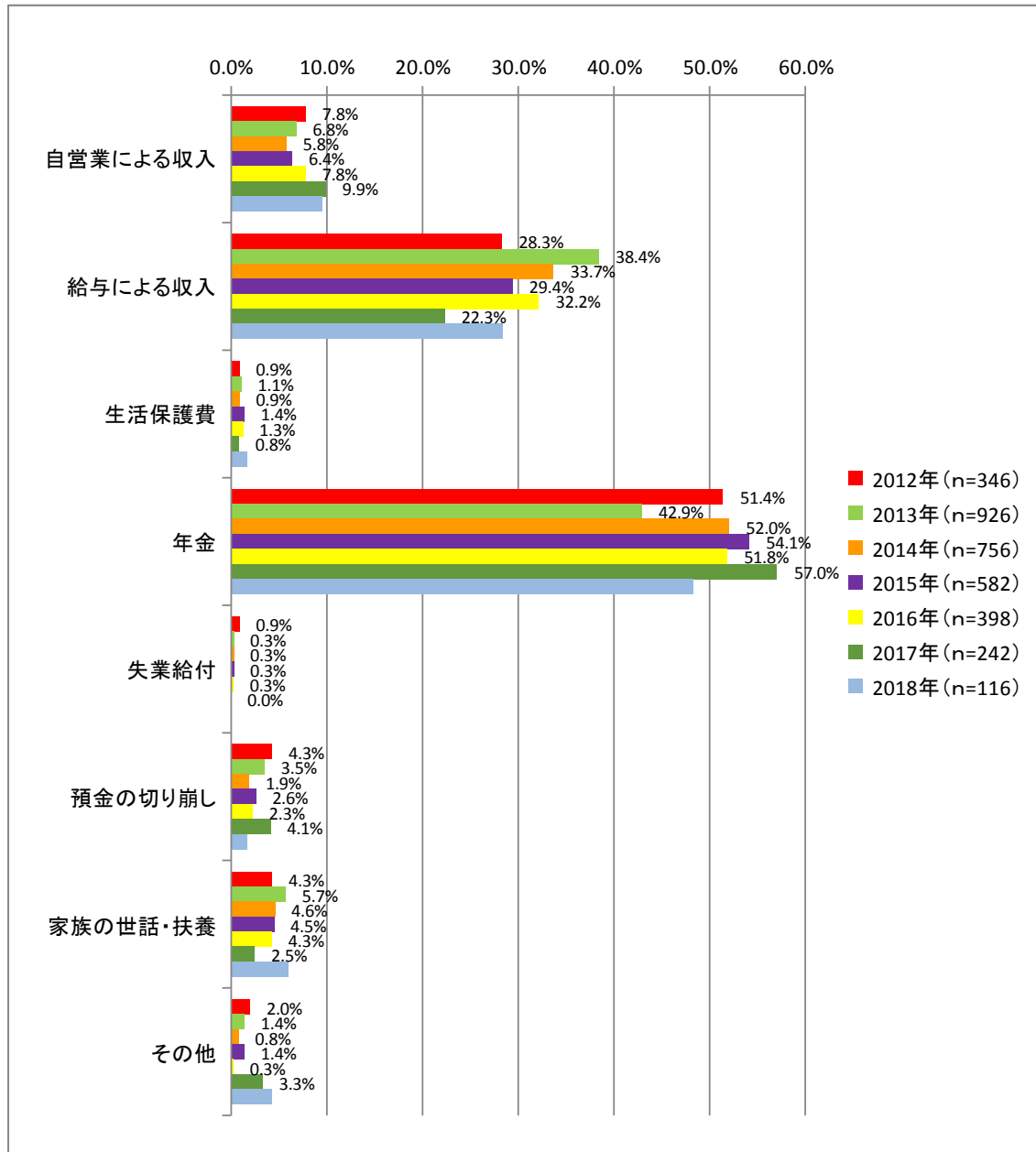


第6章 大槌8年収入分析

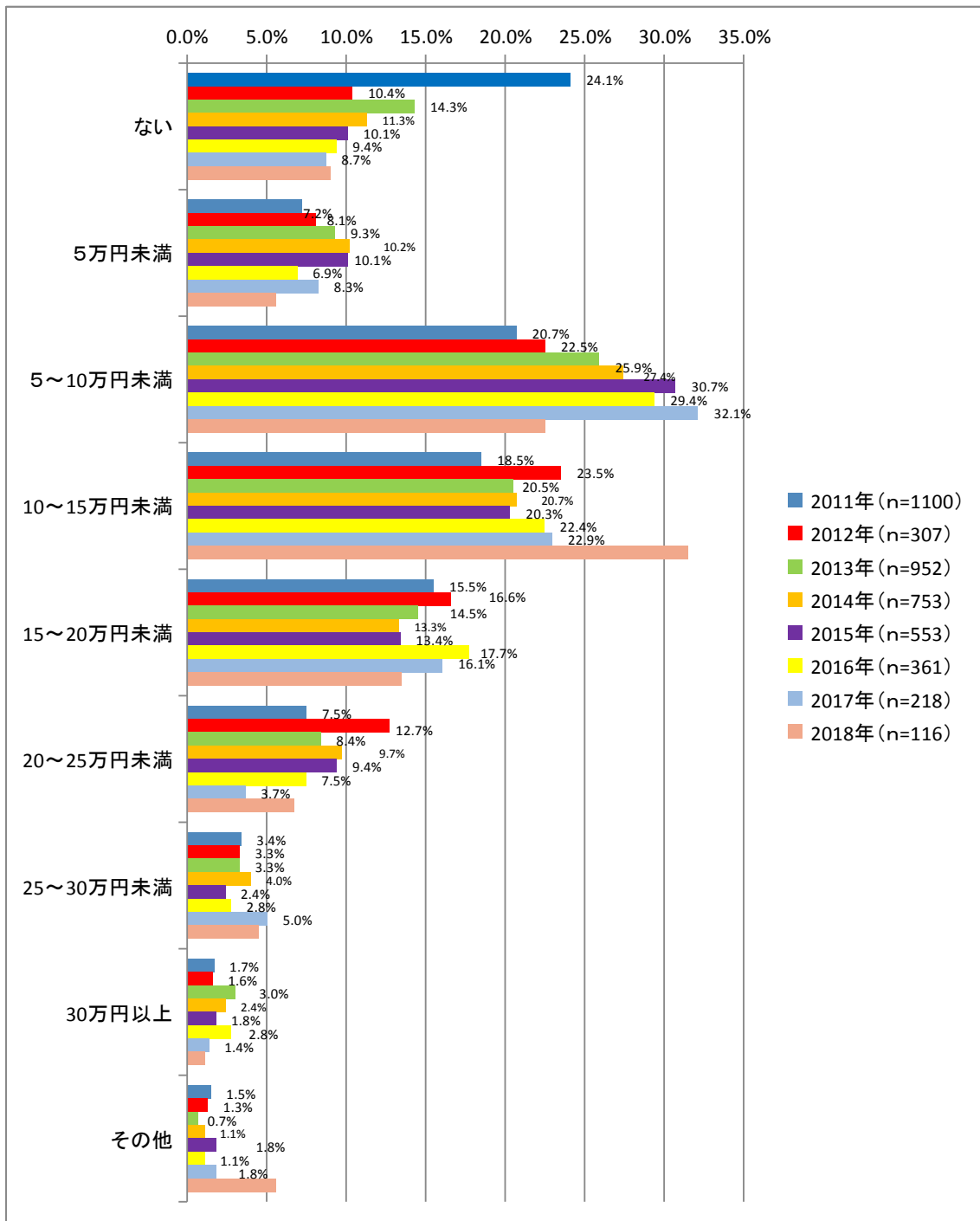
中央農業研究センター 飯坂正弘

(1) 収入の変化



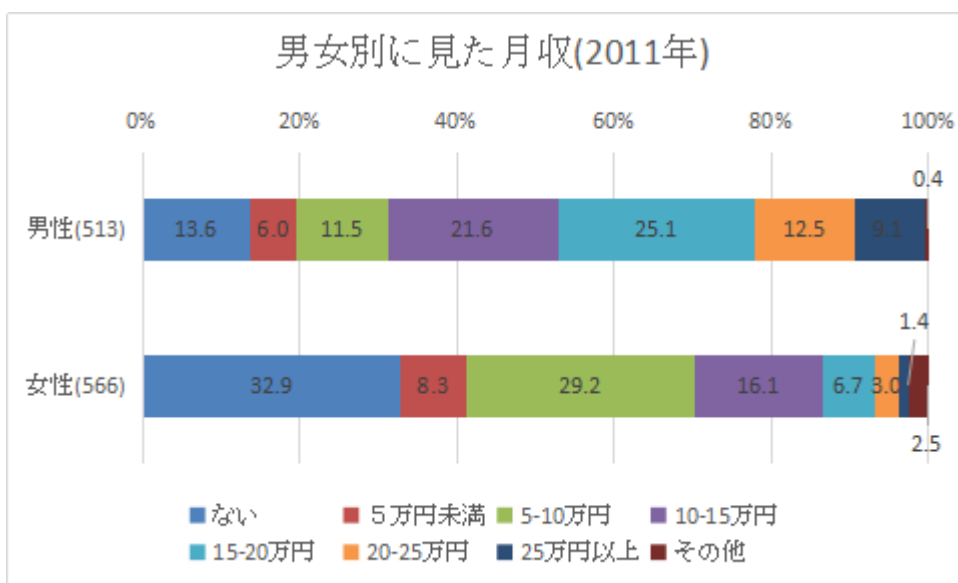
まず収入源について、2018年は年金生活者の割合が減り、生活保護、家族の世話・扶養が微増したが、これは誤差の範囲ともいえる。

給与収入者の割合が減ったのは、仮設居住者の高齢化によるもので、自宅再建や公営住宅に入居できるだけの収入のめどが立った給与所得者が仮設住宅を出て、年金収入だけではそこに満たない生活者が、調査時でも仮設住宅に残っていると考えられる。

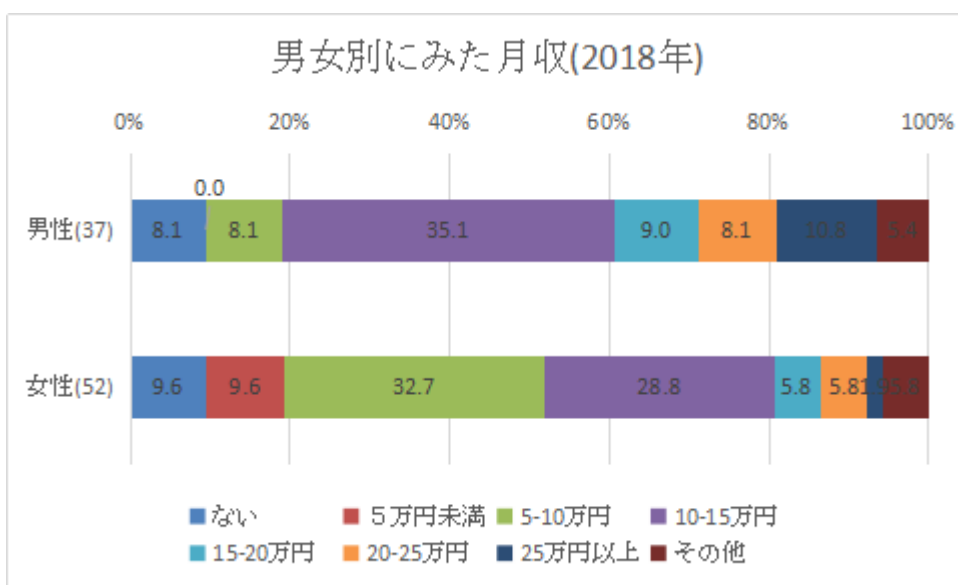


個人月収で10～15万円の者の割合が増加したのは、月収がない、あるいは低かった者の賃金が多少なりとも増加したため、少しずつ個人月収は2011年水準に回復しつつある。

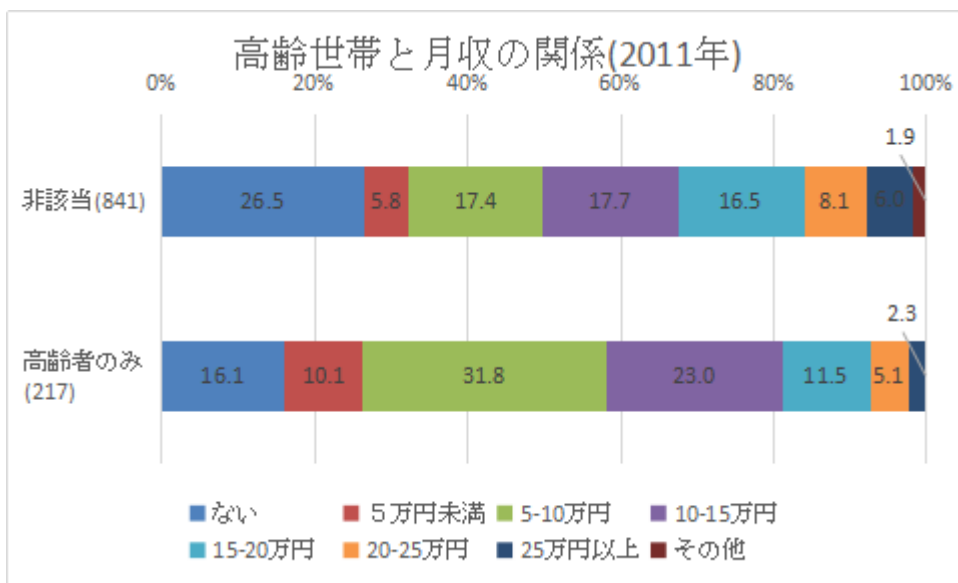
しかしながら三陸沿岸部は、九州南部と同様、日本国内でも最低賃金が低い地域であり、この点を根本的に改善しない限り、公営住宅へ転居しても生活が苦しい、と回答する者の割合は減らないかもしれない。



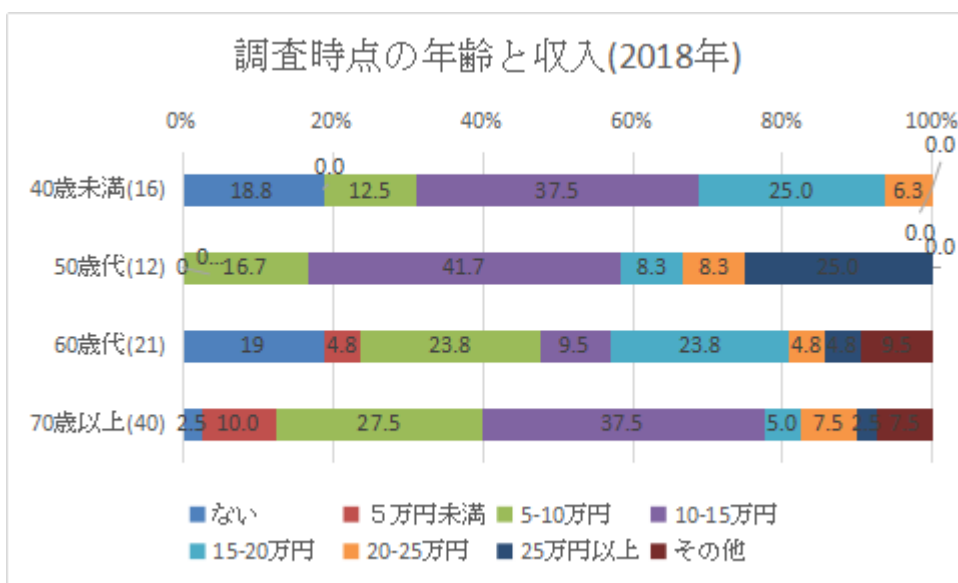
2011年調査時においては、水産加工などの女性パート社員音働き先が失われたことと、回答者にはもともと専業主婦が含まれるため、女性の月収「なし」の割合が大きかった。



その後、男性は定年退職により年金生活者となったため、10～15万円の者の割合が増加した。女性は無収入だった者が収入源を得たため、男性に比べて月収額は低いものの、収入を得る者の割合が増えた。しかし職種にもよるが、男女間の個人月収差は遺っている。



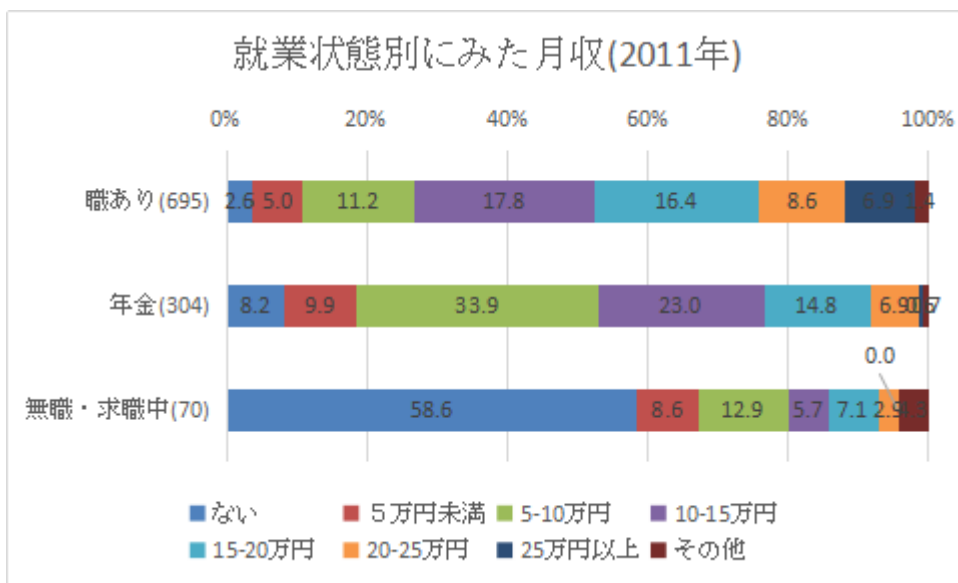
公的年金は国民年金のみの場合、月収は 5～10 万円、厚生年金など国民年金プラスアルファ部分があると 10～15 万円の場合が多いので、高齢者のみの世帯に住む回答者の 5～10 万円、10～15 万円の層の割合が大きくなっている。むしろ働きたくとも働けない者をどうするかが 2011 年時点では課題であった。



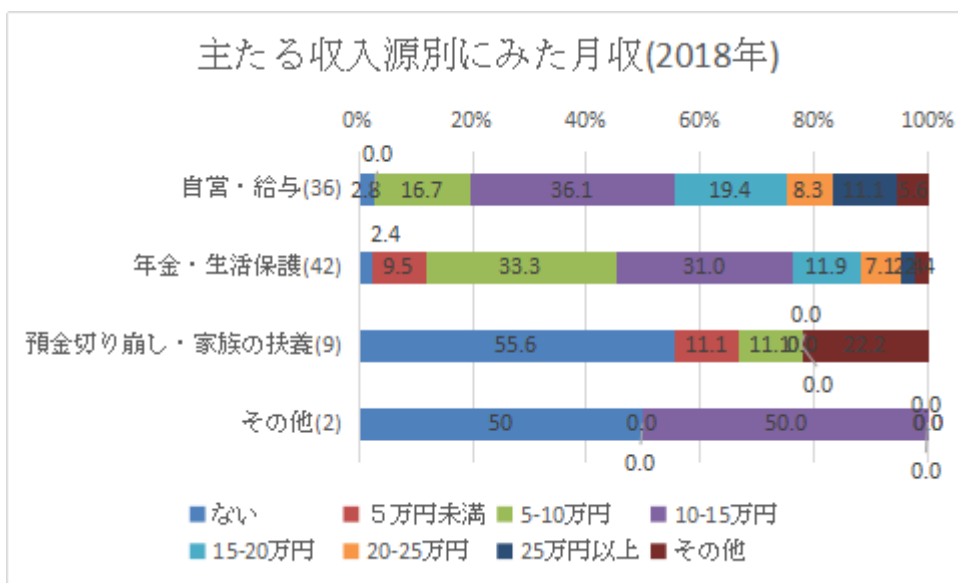
40 歳未満には、高校生などまだ働きに出ていない回答者が若干含まれる。

60 歳代で 15～20 万円の割合が大きいのは、厚生年金など国民年金プラスの部分があると考えられるが、回答者数が少ないのでこれ以上の分析は難しい。

それでもいえることは、震災から 7 年以上を経過したものの、50 歳未満で個人月収が 10 万円以下の者への収入増対策である。この月収では、公営住宅へ転居できても基礎的な生活費をまかないきれない。



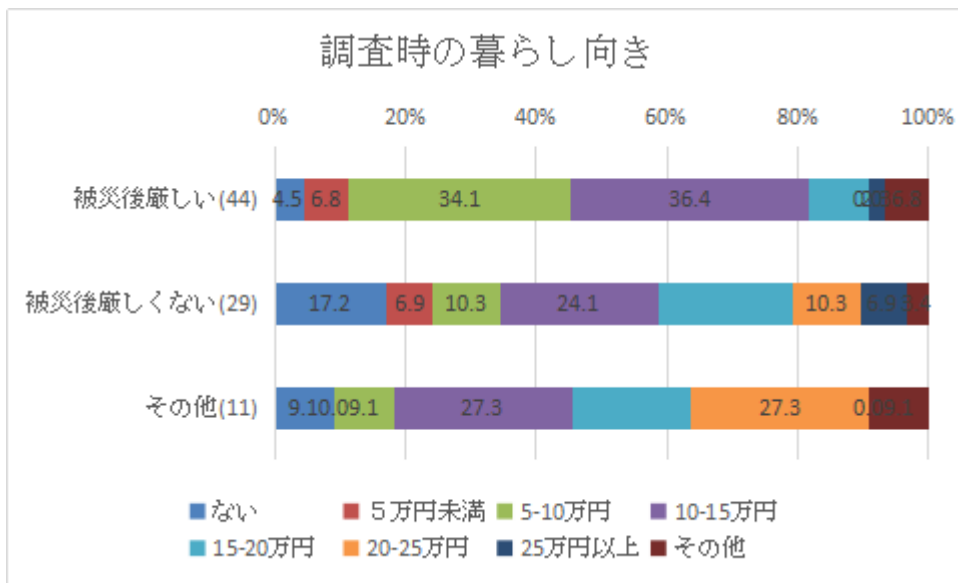
高齢世帯と同様、年金生活者は公的年金が5～10万円、あるいは10～15万円の場合が多いので、高齢者のみの世帯に住む回答者の中間月収層の割合が大きくなっている。



「預金切り崩し」「その他」は回答者数が少ないので、これ以上の考察は難しい。

「自営・給与」「年金・生活保護」についてみると、自営や給与生活者は、7年間で月収はわずかながら上がってきているのではないかと推察されるが、本調査はパネル調査ではないため、断言はできない。

「年金・生活保護」が主たる収入源で、個人月収5万円未満の単独世帯の場合、公営住宅に転居すると家賃・光熱費のみで収入が使いきられてしまう可能性がある。収入源がある世帯同居人がいればなんとかなるかもしれないが、そうでない場合は家賃減免などの措置が必要であろう。



ここでは 2018 年調査時の結果を示したが、2017 年の論点集で考察されているように、今後公営住宅で家賃、光熱費を支出しなければならないと考えるならば、賃金であれ年金であれ、15 万円未満の世帯総月収では、さらに生活は困窮するかもしれない。

この節では、収入源と実際の個人月収から仮設住宅居住者の暮らし向きを考察したが、震災後の暮らし向きが厳しい仮設住宅居住者が、今後も仮設住宅にとどまらざるを得ない状況は続くのではないかと推察される。一方で限られた自治体財源、全国各地で相次ぐ自然災害の中で国家財政支出もきびしいなかで、自助努力を支える取り組みが、まだ必要である。